

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 4 9 号	三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p>【改正趣旨】 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、当該作業の危険性を踏まえ、その特例を定めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 防疫作業手当について、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した際の特例を追加する。</p> <p>1 支給範囲 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために行われる作業に従事したとき。</p> <p>2 支給額 1日 3,000円 ※以下の作業は、1日 4,000円 (1) 感染者等の身体に接触して行う作業 (2) 感染者等に長時間にわたり接して行う作業</p> <p>【施行期日等】 公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。</p>